

橿原市告示第30号

橿原市くらし応援クーポン券事業実施要綱を次のように定める。

令和6年1月30日

橿原市長 亀田 忠彦

橿原市くらし応援クーポン券事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電気、ガス、食料品等の物価高騰による消費生活者支援及び事業者支援のため、全市民1人あたり2,000円分の橿原市くらし応援クーポン券を配布する橿原市くらし応援クーポン券事業の実施について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) クーポン券 前条の目的達成のために電子又は交換サイトが使用できる環境にならない場合は、紙により発行された橿原市くらし応援クーポン券をいう。
- (2) ポイント インターネット上のサイト等において、クーポン券との交換により得られるポイントをいう。
- (3) 特定取引 ポイントが対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (4) 特定事業者 市内に事業所又は店舗を有し、特定取引に応じたポイントの換金を受けられる事業者として登録された者をいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、橿原市（以下「市」という。）とする。

2 市長は、事業の運営の全部又は一部を、第1条に規定する事業の目的を確実に達成することができるかと認める者（以下「委託事業者」という。）に委託するものとする。

(配布対象者)

第4条 配布対象者は、令和6年2月1日（以下「基準日」という。）において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく市の住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）に記録されている者とする。

(配布方法)

第5条 委託事業者は、前条に規定する対象者への郵送をもって、クーポン券を取得する方法を記載した案内通知を配布する。

2 クーポン券は、インターネット上のサイトでポイントと交換できるものとする。ただし、希望する者については、特定事業者に呈示してポイントを使用できる紙のクーポン券を配布する。

3 クーポン券は再配布を可能とする。ただし、次条で規定する1人当たりポイント上限は変わらないものとする。

(クーポン券の額面等)

第6条 クーポン券は1人当たり2,000ポイントと交換できるもので、1ポイントあたり1円で換算するものとする。

(ポイントの使用)

第7条 ポイントは、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

2 ポイントの使用期間は、令和6年4月5日から令和6年6月30日までとする。

3 ポイントは、その残金に相当する額の範囲内で使用することができる。ただし、商品価格より残金に相当する額が不足する場合、不足する額を現金等により充当する場合は、使用することができる。

4 ポイントは、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

(1) 出資、税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気、ガス、水道、電話料金、家賃、地代、駐車料等債務の支払い

(2) 有価証券、電子マネー、商品券(ただし、本事業の利便性を高めるために発行するものとして発注者が認めたものを除く。)、ビール券、図書券、切手、郵便はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入

(3) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入

(4) 当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第2条に規定する当せん金付証票(宝くじ)及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成10年法律第63号)第2条に規定するスポーツ振興投票券の購入

- (5) 競馬法（昭和23年法律第158号）第6条に規定する勝馬投票券の購入
- (6) モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）第10条に規定する舟券の購入
- (7) 自転車競走法（昭和23年法律第209号）第8条に規定する車券の購入
- (8) 小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）第12条に規定する勝車投票券の購入
- (9) 保険診療対象となる医療費の支払い
- (10) 介護保険の対象となるサービス費の支払い
- (11) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (12) 土地・家屋等の不動産、車や金などの資産性の高いものの購入
- (13) 前払い代金のうち、物品の購入若しくは借受け又は役務の提供を受けるのが令和6年6月30日を越えるものの支払い
- (14) コンビニエンスストア等での収納代行等への支払いが実質可能となる支払い
- (15) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に係る支払い
- (16) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものに係る支払い
- (17) 市指定ゴミ袋の購入
- (18) その他、前各号に類するもの又は社会通念上、商品券利用対象として市が適当と認めないもの
(特定事業者の登録等)

第8条 委託事業者は、別に定める募集要項に基づき特定事業者になることを希望する者（以下「特定事業者希望者」という。）を募集する。

2 特定事業者希望者は、委託事業者のホームページサイトのフォームに必要事項を入力し送信して応募する。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業者は応募できない。

(1) 次のアからイまでのいずれかに該当すること。

ア 暴力団（檀原市暴力団排除条例（平成23年檀原市条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する事業者

(2) 市税を滞納している事業者

- (3) 無店舗・無人サービス店舗の事業者
- (4) 特定の宗教・政治団体と密接な関係を有する事業者
- (5) その他市長が不適切と認めた事業者

3 委託事業者は、募集要項に定める事項及び前項各号に該当することがなければ、応募した特定事業者希望者を特定事業者と認定し、特定事業者及び店舗専用のIDを付与する。

(特定事業者の責務)

第9条 特定事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 前条第1項に規定する募集要項に定める事項
- (2) 特定取引においてクーポン券の受取りを拒んではならないこと。
- (3) クーポン券の転売及び譲渡を行ってはならないこと。
- (4) 市と適切な連携体制を構築すること。

2 市長は、特定事業者が前項各号のいずれかに反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

(特定事業者へのポイント換金)

第10条 委託事業者は、特定取引において使用されたポイントを1ポイント当たり1円で換算した金額に相当する金銭を特定事業者へ支払うものとする。

- 2 前項の支払いは、特定事業者の預金口座への振替の方法によるものとする。
- 3 偽りその他不正な手段により取得したポイントについては、金銭を支払わないものとする。

(クーポン券に関する周知等)

第11条 委託事業者は、事業の実施に当たり、クーポン券の配付及び使用方法その他の事業の概要について、市民への周知を行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。